

# 全国高体連ソフトテニス専門部

## 競技用具やユニフォーム等の着用基準

令和7年12月19日掲載

(1) ユニフォームおよびシューズは、(公財)日本ソフトテニス連盟が公認したメーカーのものを着用すること。着用にあたっては、同連盟の定める「ユニフォーム等の着用基準」を遵守すること。

(2) ラケットは、(公財)日本ソフトテニス連盟の公認マークが付されているものを使用すること。

(3) 下記に示す用品については、身体保護を目的とする競技用アクセサリ類(装身具類)としての着用を認める。

ただし、単色の製品を原則とし、軽微なライン、ステッチ又は模様柄の色違いについては、必要に応じて大会本部が確認し、判断することがある。なお、「単色の製品」とする基準から逸脱していると認められる場合は、当該製品の着用を認めない。

ア 対象とする用品

アンダーウェア、スパッツ、サングラス、競技用グローブ(手袋)、アームカバー

(4) ユニフォームの加工については、次の場合に限り認める。

ア ユニフォーム上は、個人名の刺繍またはプリントについて、次の条件で認める。

a 場所は袖口に限る(左右いずれでも可とする)。

(ノースリーブの場合は、個人名の刺繍・プリントは認めない。)

b 字体に条件は設けない。文字色は単色に限り、色は問わない。

イ ユニフォーム下は、前面に葉書大以内の大きさで、校名(日本語・ローマ字)または校章を入れることを認める。

(5) 競技用具およびユニフォームにアクセサリ等を付けてはならない。

ただし、医療用または宗教的なミサンガ、ネックレス等の着用は認める。

(6) サポーターの着用およびテーピングを認める。

ただし、医療用の装具を着用する場合は、異装届(診断書等)を提出すること。

※なお、上記の規定は、(公財)日本ソフトテニス連盟の基準改正に準ずるものとし、本専門部が改正の必要があると認めた場合は、適宜改正を行うものとする。